感染症の予防及びまん延防止のための指針

（感染対策等の基本的な考え方）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

1. 平常時の対策

「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、以下の項目を定める。

イ）利用者の健康管理

ロ）職員の健康管理

ハ）標準的な感染予防策

ニ）衛生管理

職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年１回以上の「研修」を定期的に実施する。

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年１回以上の「訓練」を定期的に実施する。

感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う。

2. 発生時の対応

日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ）生活空間・動線の区分け

ロ）消毒

ハ）ケアの実施内容・実施方法の確認

ニ）濃厚接触者への対応

など

感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、医療機関や保健所、行政関係機関との連携のためにすみやかに報告を行う。

医療機関の方針等が出た際、職員に対して必要な指示を出し、至急対応する。

＜附則＞　本方針は、2026 年 4 月 1 日から適用する